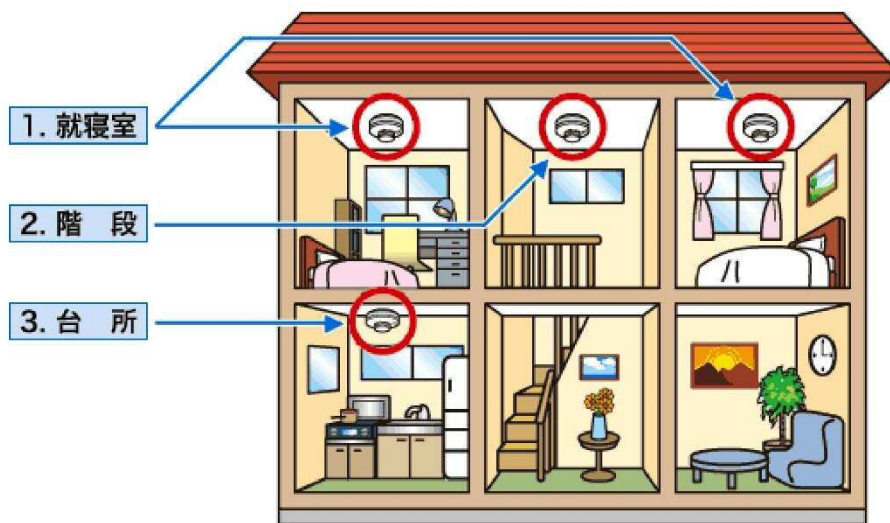


## 正しい設置場所は？住宅用火災警報器

平成31年4月に行った調査では、札幌市における住宅用火災警報器の設置率は、85.5%でした。多くのご家庭に設置されていることがわかります。

さらに、条例どおり正しく設置されている割合は、67.9%となっており、住宅用火災警報器がついていても、つけなければならないすべての場所についていないご家庭があることがわかりました。

では、住宅用火災警報器は、どこに設置すれば良いのでしょうか。



### 1 寝室

日常的に寝るために使用している部屋です。主寝室のほか、子供部屋なども含まれます。

### 2 階段

寝室のある階の階段に設置が必要です。

### 3 台所

家の中で、一番火を使うことが多い場所です。

### ※ 廊下

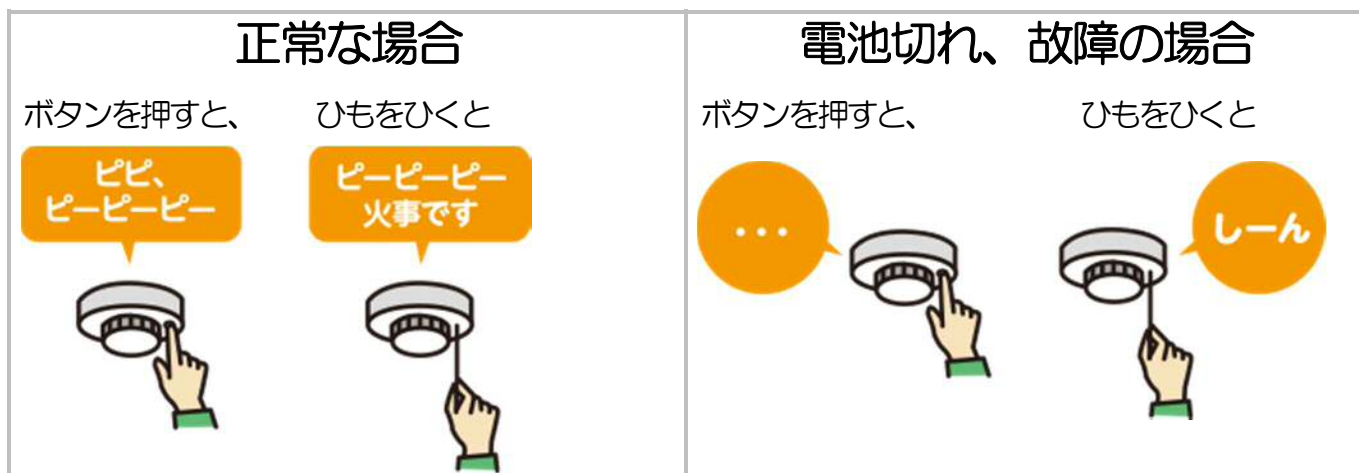
寝室がない階で、その階に5部屋以上ある場合は、廊下にも設置が必要です。

# 点検や交換が必要です！

住宅用火災警報器を設置していても、いざというときに作動しないと何の意味もありません！

日頃から、点検を行ってきちんと動くかを確認すること、設置から10年以上経ったものは、内部のセンサー等が劣化している可能性があるため、交換することが大切です。

## ●点検の方法



## ●事例

住宅用火災警報器を設置していることで、火災に早く気づくことができた事例が多くあります。またその逆で、きちんと作動せず発見が遅れることもあります。

○奏功事例 天ぷらを揚げている最中に、友人からの電話に出るためにその場を離れていたところ、住宅用火災警報器が鳴り、あわてて座布団で消火した。

×不奏功事例 使用済みの天ぷら油を油処理剤で固めるためIHこんろの温度設定をせずに加熱したまま放置していたため、鍋の中の天ぷら油が過熱発火した。住宅用火災警報器を設置していたが電池切れのため作動せず、発見が遅れて火災となってしまった。

### 市民が主役の火災予防

- ① 火災予防行事・活動に参加しましょう
- ② 火災予防の知識・行動要領を身につけましょう
- ③ 消火器などの防災機器を備えましょう
- ④ 防災品を使用しましょう
- ⑤ 放火されない環境をつくりましょう
- ⑥ 火災から高齢の方などを守りましょう

発行：札幌市消防局予防部予防課

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

☎011-215-2040

SAPPORO



さっぽろ市  
02N06-19-238  
31-2-194